

財産の取扱いについて

(調整内容)

7市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

鶴岡市大字加茂財産区財産は、加茂財産区財産として、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、7市町村では行財政改革の積極的な推進に努めており、その取組みにおいて合併までになお財産の変動があることも踏まえて取り扱うものとする。